(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市が発注する建設工事の一部において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間制度による契約方式(発注者が一定の期間内で工期の始期日を指定する、又は受注者が一定の期間内で工期の始期日を選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。)を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 着工日 工期の始期日をいう。
 - (2) 完成期限日 工期の終期日をいう。
 - (3) 余裕期間 契約締結日から着工日の前日までの期間をいう。
 - (4) 発注者指定方式 発注者が一定の期間内で着工日を指定する方式をいう。
 - (5) 任意着手方式 受注者が一定の期間内で着工日を選択できる方式をいう。
 - (6) 着工期限日 任意着手方式において受注者の着工の期限となる日をいう。 (対象工事)
- 第3条 余裕期間制度による契約方式を適用可能とする建設工事(以下「対象工事」という。) は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとす る。
 - (1) 余裕期間制度による契約方式が有益と認められること。
 - (2) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。
 - (3) 契約締結日を着工日とした場合の完成期限日と、発注者が指定した着工日又は着工期限日を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。
 - (4) 緊急性がないこと。

(発注者指定方式の着工日等)

- 第4条 発注者指定方式の着工日等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等にこれを明示しなければならない。
 - (2) 着工日は、当該入札の落札予定日(入札公告における開札予定日から起算して7日以内 (休日を含む。)の日をいう。以下同じ。)から90日以内の日としなければならない。
 - (3) 対象工事の入札において、落札予定者となった者で、当該工事に配置が予定される技術者 (以下「配置予定技術者」という。)が他の工事の配置技術者又は現場代理人となっている 場合は、和歌山市建設工事等一般競争入札実施要綱(平成15年7月1日施行)第13条第 1項に掲げる競争入札参加資格確認申請書等(以下「競争入札参加資格確認申請書等」とい う。)の提出時に、現に従事している工事の契約書(当初契約書及び工期変更している場合 は変更契約書)の写し(以下「契約書の写し」という。)を発注者に提出しなければならな い。

(任意着手方式の着工期限日等)

- 第5条 任意着手方式の着工期限日等の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならな

い。

- (2) 着工期限日は、当該入札の落札予定日から90日以内の日としなければならない。
- (3) 対象工事の入札において、落札予定者となった者で、余裕期間を選択する者は、競争入札 参加資格確認申請書等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書(別記様式)を添付し、 発注者に提出しなければならない。なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日 を、契約書の着工日として記載するものとする。
- (4) 前号において、落札予定者は、契約締結日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日とすることができる。
- (5) 第3号の競争入札参加資格確認申請書等の提出時において、配置予定技術者が他の工事の 配置技術者又は現場代理人となっている場合は、現に従事している工事の契約書の写しを提 出しなければならない。

(工期等の設定)

第6条 任意着手方式の場合、着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間(標準工期又は積上げ工期の日数をいう。)を確保することとする。

(前払金の取扱い)

- 第7条 受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。 (着工日前の取扱い)
- 第8条 余裕期間の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 2 余裕期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

- 第9条 余裕期間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置すること を要しない。
- 2 主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐の専任配置にかかる要件を満たすべき開始時点 は着工日時点とする。

(着工日に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置できない場合の取扱い)

- 第10条 前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、建設工事請負契約書第44条第1号の規定により、余裕期間制度による契約を解除することができる。
 - (2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第11条 余裕期間制度による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

着工日通知書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

住所 商号又は名称 代表者氏名

次のとおり着工日を定めましたので通知します。

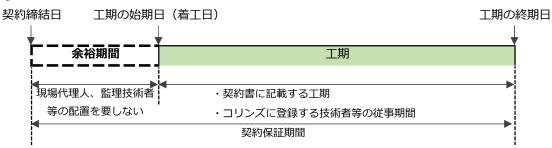
工 事 名				
工事場所				
落札予定年月日	年	月	日	
着工日	年	月	日	
工期	着工日から	年	月	日まで

※競争入札参加資格確認申請書等の提出時に添付すること。

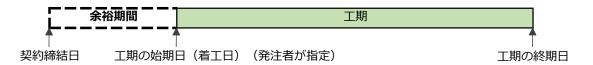
※本通知は落札決定後に効力を有し、建設工事請負契約書には上記の着工日を記載する。

余裕期間制度のイメージ(参考)

1 制度のイメージ



【発注者指定方式】 発注者が工期の始期日をあらかじめ指定する方式

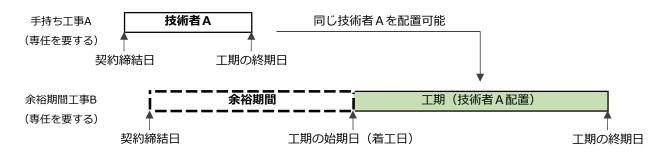


【任意着手方式】 受注者が工期の始期日を選択できる方式



2 余裕期間制度の効果(参考)

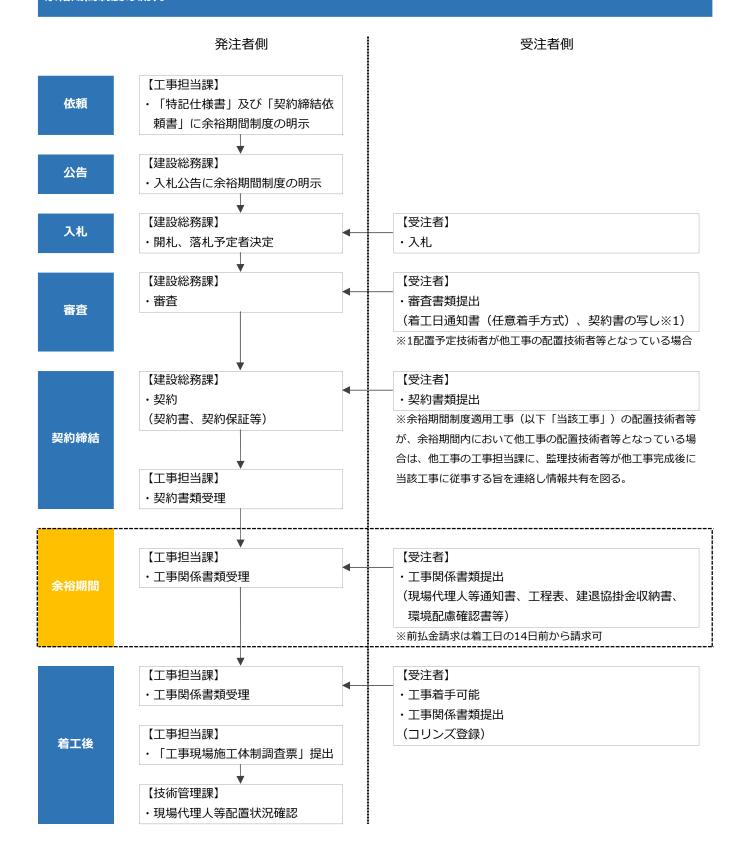
【例①】受注者の円滑な工事施工体制の確保(受注者の計画的な工事受注)



【例②】発注時期や施工時期の平準化(入札不調対策)

発注者指定方式等の活用により早期発注が可能となる





和歌山市余裕期間制度 Q&A

- Q1 配置予定技術者が従事している工事が工期延期となり余裕期間内に完成しなくなった場合はどのようにすれば よいですか。
- A 1 通常は、監理技術者等の途中交代は死亡、退職等の場合以外認められませんが、余裕期間中は配置前ですので、 受注者の責めによらない場合は変更することができます。なお、この確認及び変更の届出は受注者の責によりま すので、着工日以降に監理技術者等が別の工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等違反により、 契約解除等の措置の対象となります。
- Q2 Q1の場合等で代わりとなる監理技術者等がいない場合はどうするのか。
- A 2 入札公告において、入札参加における説明事項として「同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札することにより配置予定技術者を配置することができないおそれのあるときは、 当該技術者を配置予定技術者とすることはできない。」としており、従事中の工事の延伸等が受注者の責によらない場合であっても、原則として契約解除等の措置の対象となります。よって、監理技術者等を配置できるよう余裕をもって入札に参加してください。
- Q3 余裕期間制度内に行ってよい作業にはどのようなものがありますか。
- A 3 労働者の確保、現場に搬入しない資器材等の準備、関係者との協議、書類作成などが可能ですが、現場への資材 の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等はできません。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の 責により行うものとします。
- Q4 余裕期間による契約工事と通常の工事の書類の提出時期はどのように変わるか教えてください。
- A 4 契約締結以降に提出する書類は、コリンズを除き、余裕期間制度による契約工事においても同じです。
- Q5 任意着手方式において、余裕期間を設けないことはできますか。
- A 5 着工日は、受注者が任意に選択できるので、余裕期間のない着工日を設定することも可能です。